

6月議会定例会での議場等における新型コロナウイルス感染防止対策

1 本会議

- (1) 一般質問及び総括質疑の時間制限を45分以内から35分以内にする。
- (2) 議案の質疑は、自席ではなく質問席で行う。
- (3) 正しいマスク（原則として不織布マスク）の着用、手指消毒、検温
- (4) 議場の扉の開放、扇風機の配置
- (5) 議席（執行部席を含む。）、質問席、演壇及び議長席にアクリル板を設置
- (6) 採決時等を除き、出席議員を半減する。
- (7) 必要最小限の説明員の出席
- (8) 座席間隔の拡幅（氏名標を使用せず、卓上ネームプレートで代用）
- (9) 傍聴の自粛要請、傍聴人の定員の削減（30人を10人へ）及びマスク（原則として不織布マスク）の着用、検温、手指消毒の協力要請
- (10) 議員は、質問席での質問又は質疑が終了したときは質問席の消毒を済ませた後、自席に戻る。

2 常任委員会

- (1) 正しいマスク（原則として不織布マスク）の着用、手指消毒、検温
- (2) 会場は特別大会議室にする。
- (3) 会議室の扉及び窓の開放、扇風機の配置
- (4) 座席にアクリル板を設置する。
- (5) 必要最小限の説明員の出席
- (6) 座席間隔の拡幅
- (7) 傍聴の自粛要請及びマスク（原則として不織布マスク）の着用、手指消毒、検温の協力要請
- (8) 委員外議員が傍聴するときは、市民の傍聴を優先するよう配慮する。